平成２３年（フ）第８号
石川県小松市白江町ワ122番地１
債務者　斉藤　早苗
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第７３号
福井県小浜市千種２丁目９―６　パレス千種208、住民票上の住所大阪府吹田市春日４丁目11番４―210号
債務者　鈴木　邦彦
１　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第５号
山梨県甲府市砂田町８番９号
債務者　渡邉よし子
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号
山梨県甲府市西下条町759番地１プランドールＢ―206
債務者　山本三木子
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９号
山梨県中央市臼井阿原1258番地
債務者　田中　初美
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
山梨県富士吉田市新西原２丁目20番25号　ＤｕｐｌｅｘＭｔ．ＦｕｊｉｉＢ―102
債務者　渡邊　祐二
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
長野県諏訪市湖岸通り５丁目５番１号
債務者　髙嶋　史門
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４９７号
岐阜県関市桜台２丁目７番５号
債務者　長村　和正
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４９８号
岐阜県関市桜台２丁目７番５号
債務者　長村ひとみ
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４９９号
岐阜市雄総緑町５丁目39番地、住民票上の住所岐阜県関市桜台２丁目７番５号
債務者　長村美代子
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６０６号
岐阜市日野南２丁目３番11号
債務者　榎坂美津子（旧姓小栗）
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６８２号
岐阜市忠節町５丁目７番地１　和田荘１Ｆ中号室、申立時の住所岐阜県山県市平井53番地１
債務者　飯塚　　守
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７４０号
岐阜市福光西３丁目９番４号　アリージェンス10―106号室
債務者　恒藤　春男
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７７６号
岐阜県羽島市正木町上大浦３丁目２番地
債務者　浅野健太郎
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１８号
岐阜県関市東山１丁目４番６号
債務者　柿迫　民男
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１９号
岐阜県関市東山１丁目４番６号
債務者　柿迫アキ子
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３２００号
愛知県瀬戸市苗場町51番地　シャルマンコーポ新瀬戸ヒルズ403
債務者　西尾留美子
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部